## 空き家バンクの利用登録手順

## ●空き家情報の提供を希望する方(借り手・買い手)●

(空き家バンク登録が間接型物件の場合)

1		空き家 情報提供	●市のホームページで空き家情報の提供を行っています。 なお、ホームページがご覧になれない場合や窓口にお越 しになれない場合は、問い合わせいただければ資料をお 送りします。
2		問い合せ	●空き家情報及び市の情報などに関する問い合わせを、 電話、ファックス、メール及び窓口にてお受けしています。
3		空き家バンク への利用 登録	●実際に空き家を見学したい場合は、「空き家バンク」利用 登録申込書(様式第7号)へ必要事項を記入し、身分を証 明するものの写し(運転免許証等)を添えて、大月市役所 企画財政課に提出してください。(郵送可)
4		¬ 見学·相談	●利用登録後、市と市が協定を締結している公益社団法人 宅地建物取引業協会会員大月市担当又は公益社団法人 全日本不動産協会山梨県本部会員大月市担当(以下「協 定不動産業者」という。)のうちから担当者として割り当てた 担当不動産業者による空き家の見学・相談を実施しますの で事前にお申込み下さい。 (※利用登録の期間は、登録した日から当該日の属する 年度の翌年度の3月31日までです。)
5		物件交渉の申込み	●物件の交渉を希望される場合は、申込みが必要となります。物件交渉申込書(様式第12号)及び誓約書(様式第13号)へ必要事項を記入し、申し込んでください。(郵送可) ※ 交渉の希望は1週間以内に連絡をお願いします。
6		物件の交渉成	●交渉の申込みがあった場合、担当不動産業者の仲介により交渉となります。 ※ 交渉に先立ち、市から所有者へ確認連絡 ※ 交渉は利用登録者、担当不動産業者(又は所有者)で実施 ※ 交渉成立、不成立に関わらずその結果を利用登録者、担当不動産業者、所有者は市へ連絡のこと(確認のため、市から連絡する場合もあり)
立立			

- 注1:この制度は、市内の空き家等を賃貸及び売却希望する提供者から物件の提供を求め、市の「空き家バンク」へ登録した情報を、物件を希望する方へ提供を行うものです。 また、本事業は大月市民と都市住民の交流拡大及び定住促進により地域の活性化を図ることを目的とし
  - て実施しているものです。
- 注2:市は、売買または賃貸の仲介を行っていません。
  - 仲介行為や賃貸借又は売買契約の締結については、協定不動産業者へ依頼をしています。

■お問い合わせ先■ 〒401-8601 大月市大月二丁目6-20 大月市役所 企画財政課 地域活性化担当 Tel:0554-23-5011 Fax:0554-23-1216 E-mail:kkzaisei-19206@city.otsuki.lg.jp